

児童手当 認定請求書

提出年月日			※受付確認年月日		
令和	・	・	令和	・	・

本 巢 市 長 様

請 求 者	(ふりがな)				② 性別	男 ・ 女	③ 生年 月日	昭和 平成			⑤ 配偶者の有無	有 ・ 無			
	① 氏 名 (法人名等)														
	⑦ 個人番号				④ 職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	⑩ 請求者の加入してい る公的年金制度の種別	ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員で ある場合は括弧内に○を記入 してください。 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済			イ. 国民年金 ウ. その他 () エ. 未加入				
	⑥ 住 所 (法人の主たる 事務所の所在 地)	〒 - 本巢市 電話 ()													
	1月1日時点の住 所(1～5月分は 前年、6～12月は 本年)	□ 上記と同じ				⑧ 支払希望 金融機関		銀行・農協 信用金庫 信用組合			支 店 出張所				
		種別	普通	口座番号	店番 ()										
配 偶 者 等	(ふりがな)				⑩ 職業	ア. 被用者 イ. 公務員 () ウ. 被用者等でない者	⑪ 住 所 (⑥と異なる 場合)	□ 請求者と同じ			電話 ()				
	⑨ 氏 名					昭和 平成		・	・	1月1日時点の 住所			□ 請求者と同じ		
	⑫ 個人番号					生年		月	日						
⑬ 児 童	氏 名	続柄	生年月日	同居 別居 の別	住 所		監護の 有 無	生計 同一	※児童との関係 で該当する場合 ○印	※第3子以降 の場合○印 (月額30,000円)	※3歳未満の 場合○印 (月額15,000円)	※左記以外の 場合○印 (月額10,000円)			
					海外留学をしている場合の出国年月										
			平成・令和	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	同一 ・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母			
			平成・令和	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	同一 ・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母			
			平成・令和	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	同一 ・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母			
			平成・令和	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	同一 ・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母			
			平成・令和	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	同一 ・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母			
			平成・令和	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	同一 ・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母			
			平成・令和	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	同一 ・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母			
	⑰ 児 童 の 兄 姉 等	氏 名 (18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に 達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	続柄	生年月日	同居 別居 の別	住 所		監護 相当の 有無	生計 費負担 の有無	※算定対象に 該当する場合 ○印	※児童の兄弟等(大学生時代)の 有無確認				
						海外留学をしている場合の出国年月									
				平成	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	有 ・ 無	□ なし □ 児童と児童の兄弟等の合計 が2人 □ 児童と児童の兄弟等の合計 が3人以上 ⇒ 確認書の 提出依頼		
		平成	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	有 ・ 無					
		平成	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	有 ・ 無					
		平成	・	・	同 ・ 別	平成・令和	年	月	有 ・ 無	有 ・ 無					
⑮ 請求者の扶養親族 等及び児童の数	人			児童手当の支給要件の該当性を審査するため、 市が年金加入状況および必要な税情報の公簿 等の確認(マイナンバー制度による情報連携を含 む)を行うことに同意します。					判定	手 当 月 額					
	〔うち70歳以上の同一生計配偶者及び 老人扶養親族の合計数〕														
⑯ 所得の状況	令和 年分所得額			認定年月日		支給開始年月		認定 ・ 却下	第3子以降 30,000 × 円						
	(請求者) 円			令和 ・ ・		令和 ・ ・			3歳未満 15,000 × 円						
									上記以外 10,000 × 円						
									合計月額 円						
※ 審 査	令和 年 分 所 得 の 合 計 額			控 除											
	請求者	うち児童手当法施行令第3条第1項による控除 給与所得/公的年金等所得を有する場合の控除額 (上限100,000円)		(一律控除額)	雄 損 控 除 額	医 療 費 控 除 額	小規模企業共済等 掛 金 控 除 額	障 害 者 控 除 額 障 人 ・ 特 障 人	寡婦・ひとり親・ 勤労学生控除額						
		円	円	80,000 円	円	円	円	円	円	円					
	配偶者	円	円	80,000 円	円	円	円	円	円	円					
	※ 不足書類	保険証 ・ 口座 ・ 別居監護生計同一申立書 ・ 在留カード ・ 申立書類 ・ 所得課税証明書 ・ その他 ()													
※ 受付事由	出生 ・ 転入 (転出予定日 R ・ / 前住所地:) ・ その他 ()														

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は記入しないでください。字は楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。

- ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- ②、③、④、⑤、⑭、⑬及び⑯の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある全ての子について記入してください。
- 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- ⑭の欄は、⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
- イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- ⑮の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また、〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は「なし」、と記入してください。
- ⑯の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- ⑰の欄は、⑬の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- ⑰の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、「有」を○で囲んでください。
- ⑰の「生計費の負担の有無」の欄は、⑰の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、「有」を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主と続柄が記載されたもの
- イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として海外に居住していることを明らかにすることができる書類
- ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
- キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
- ケ ⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- コ ⑰の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑰の欄に記載した子に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- サ ⑰の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑰の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考

- ⑦及び⑯の欄を除き、必要があるときは、所要の変更または調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。